

## 令和7年度第1回一関市環境審議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第1回一関市環境審議会
- 2 開催日時 令和7年9月18日（木）午前10時から正午まで
- 3 開催場所 一関市役所 2階 議員全員協議会室
- 4 出席者
  - (1) 委員 佐藤和久委員（会長）、多門真咲委員、藤原智徳委員、遠藤章委員、千葉理恵委員（副会長）、伊東かおる委員、鈴木初男委員、北條喜久男委員、小野正弘委員  
※欠席者 佐藤浩委員、吉田恵子委員、小野寺忠助委員、沼倉恵子委員
  - (2) 事務局 石川隆明副市長、菅原稔市民環境部長、宮野剛輔生活環境課長、山田綾生活環境課環境企画係長、佐藤寛幸生活環境課環境衛生係長、伊藤孝志生活環境課主任、高橋望生活環境課主任主事

### 5 議 題

令和7年度版環境報告書（令和6年度実績）の案について

- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 2人（うち報道機関2人）
- 8 副市長挨拶

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

審議会委員の皆様には、日頃から市の環境行政に対し多大なるご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本来であれば、市長が出席してご挨拶申し上げるところですが、本日は別の公務があり出席できません。代わりに、私が挨拶させていただきます。

環境問題は、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、廃棄物など日常生活に密接に関わるものから、地球温暖化など地球規模の課題まで多岐にわたります。

このような状況の中、市では令和3年2月に、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

令和5年3月には「一関市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、「地域のチカラを生かしてつくる カーボンニュートラルなまち いちのせき」をスローガンに掲げ、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロの達成のための取組内容を示しました。

本日の環境審議会では、令和6年度に実施した環境部門に関わる事業や施策の実績を取りまとめ、環境報告書の案について説明いたします。

審議会委員の皆様には、忌憚のないご意見をお寄せいただき、環境報告書の作成や

「一関市地球温暖化対策地域推進計画」の取組の参考とさせていただくとともに、今後の施策に反映させてまいりたいと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

## 9 会長及び副会長の選任

委員から事務局に一任するとの発言があり、事務局から会長に佐藤和久委員、副会長に千葉理恵委員を提案し、委員から承認された。

## 10 審議内容

令和7年度版環境報告書（令和6年度実績）の案について、事務局から資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 初めてこういう会議に出席しているので、ちょっと検討違いなこともお聞きすると思うが、地球温暖化対策の前年度、前々年度でもいいが、CO<sub>2</sub>の削減量の目標に対してはいくらくらい削減されたのか。

令和6年度までにどの程度の削減をされたかというのは、もう説明があったのかもしれないが再度ご説明をお願いしたい。

市全体で、このくらいだと分かる範囲で結構だ。

事務局 市全体になると、国（環境省）で公表するデータがあるが、現時点では最新のもので令和4年度の数値のみが公表されており、こちらの環境報告書案にはデータの記載は、今はない状況だ。

委員 市全体としてはないということか。

事務局 市で測れるものではないため、国（環境省）で、国全体と自治体ごとに按分をした数値を公表している。

委員 市全体としての地球温暖化対策による二酸化炭素の削減というのは、こうなっているというものがあるかと思いお聞きしたが、それはないということか。

事務局 そのとおりである。

委員 市の施設くらいだと把握できるが、市全体では把握できてないということではないか。

事務局 そのとおりである。

事務局 補足になるが、委員が今おっしゃったように、事業所としての市役所の取組の二酸化炭素の削減効果は把握できるが、市域全体の分という扱いについては、国が全体の取りまとめをして、それで今度は都道府県に対して按分で岩手県はこのくらい二酸化炭素を削減したという報告があつて、その中で今度は市町村の分として按分をまたされると思うので、なかなか情報は遅い。

先ほども担当が申し上げたが、令和4年度が最新版ということになっているの

で、また来年あたりで令和5年度が出てくるのかもしれないが、その比較になっていくと思っているので、今しばらくお待ちいただきたい。

委員 主にソフト面の活動についてお聞きしたいが、17ページの一関地球温暖化対策地域協議会の活動を見ると、中学生向けの環境教育事業というのは行っていたようだが、小学生向けの市で取り組んでいる事業があるかお聞きしたい。実は、県で地球温暖化を防ごう隊というのを行って、小学生を対象としたものだが、市内の学校から今のところ今年度の申請が2校だけなので、市で同じような取組を行っているか伺いたい。

県内他市で、県と同じような個人の取組を行っているところもあるとお聞きしたので、市で行っているのかこの場で確認したい。

事務局 市の小学生向けの環境教育については、この後、基本方針5で説明する。

37ページをご覧くださいと、夏休み体験教室、一関高等専門学校が主催する親子リサイクル体験教室を実施している。

委員 10ページの涼みどころの箇所を増やすのはとてもいいことだと思う。

ただ、私達のような歩ける人たちが行って、涼むのはすごくいいと思うが、移動の足がない高齢者が家におり、私がいるときは移動の足があるが、自分たちで涼みどころに行くのは難しい。

今年の夏はすごい暑さで苦勞して、エアコンがなくて、高齢者が扇風機もかけないで一人で死んでいたとニュースにもあったが、個人的にも暑さを感じる能力がなくなってきているのを感じた。

高齢者は扇風機をかけても寒いと言うこともあるので、健康管理とも関連付けて何か対策があればと思った。

事務局 熱中症対策になるが、近年かなり暑い状況が続き、特に高齢者は先ほど委員がおっしゃったように、感じ方が鈍くなってきているという点も、年齢を重ねるので、適正な温度管理を呼びかけはしているが、室温を目でわかるようにデジタルの気温計もあるので、そういった表示を見ながら、「今暑いな」とか「ちょっと寒いな」というところを感じ取っていただきたい。

今、市では涼みどころを各所に設けて、民間の施設にご協力いただいて取り組んでいるが、まずは家庭からも気をつけていただいて、体調管理に努めていただければと思っている。

委員 先ほどお話のあった市全域の二酸化炭素排出量について、国で出しているのを按分するので数値についての情報は遅れるということで、今のところ市としてはどのくらい削減が進んでいるかは、捉えていないという話だったが、3ページの

一番下に削減目標がある。

令和12年度までに46%以上削減するという目標があるわけだが、これに向かう立場として、国から按分されるのを待っていて、それも何年か遅れてということでは、目標に向かう途中経過というものが、なかなかつかめないのではないと思うがその辺はいかがか。

事務局 確かに目標ということで掲げており、今後、市全体の区域施策編では51%を目標としている。

なかなか市として捉えきれない面もあるので、こちらについては見せ方なり、捉え方を検討していきたいと思う。

市役所の取組自体の削減効果は捉えきれるが、事業所や家庭の分もあるので、捉え方をどのようにしていくかというところを、検討を進めていきたいと考えている。

委員 私も詳しいわけではないが、国全体としては流通した石油の量とか、使用された電気の量とか、国の権限で色々な業界に働きかけてデータを集めているとは思いますが、当然これは市では権限がなくてデータを集められないのも当然だと思う。

委員からの疑問はとても素直というか、私自身もずっとそう思っていたが、県や市ごとの排出量については、環境省からは、今後こうするとか、何か情報は市に流れてきていないのか。

やはり現状ではあまりにも遅い古いデータばかりだが、最新の情報として何かないか。やはり旧態依然としているのか。

事務局 国からの情報というのは今まで通りの状況でなかなかお示しできず、こちらもジレンマがある。

委員 21ページの一番上の(5)汚水処理施設の整備状況というところを鑑み、全国で下水管が老朽化していたため、痛ましい事故などが起きている。

テレビで見たが、家庭から流す水や油などもそのまま流したりすると、管の傷みが早かったりする。

そのことを実際知っている人は、結構、排水の対策をしていると思うが、啓発の周知とかもっといろいろな会議でもやっていただければと思う。

事務局 下水道課及び生活環境課で、良い周知に努めたいと思う。

委員 まず1つ目は、18ページについて、類型環境基準のCは5mg/Lとあり、磐井川下流の狐禅寺橋がCとなっているが、値的にはCなのか。

2つ目は、重要な分野と思われる、農業関係の対策事業と個人の浄化槽で、汚水対策を進めていると思うが、旧市町村別に整備状況を見るとかなり差がある。

担当部局に、極端に低い理由、汚水対策はかなり重要なので整備状況が平均的になるよう事務局から伝えてほしい。東山地域では低い数値。中山間地域等直接支払交付金だと公共下水は整備できないので、個人の浄化槽の整備を進めていくべきではないか。積極的に汚水対策を進めてほしい。トイレは汲み取りをするので問題ないが、日常生活で使った水が流れているのは良くない。

事務局 まず、18ページの磐井川の下流が類型環境基準でいうCとなっている。

2つ上の長者の滝橋がAAと、上流中流下流でそのエリアで基準が決められており、このCのところでは環境基準値は19ページの下にあるが、5mg/L以下となっているので、この数値以下であればクリアしているという考え方になる。

そうすると令和3年度、令和4年度、令和5年度でいうと、1.0mg/L、0.9mg/L、1.1mg/Lで、5mg/L以下なので、こちらはクリアしているという見方になる。

委員 類型環境基準がCだけれども、5mg/L以下だから良いという解釈か。

事務局 Cの数値が5mg/L以下ということである。

委員 類型環境基準の数値で決まると思ったので、お聞きした。

事務局 それから、22ページの表だが、例えば整備率についてもっと上げていくべきではないかというご意見については、下水道課に話をしたいと思う。

例えば、当時の旧町村単位の整備があるので、多少ばらつきがあると思うが、現状で整備率をもっと上げていくべきではないかという話があったことについては、意見していきたいと思う。

委員 市で浄化槽整備を進めていかないと、中山間地域では汚水が垂れ流しである。

個人負担もあるので、やむを得ない部分もあるかと思うが、その辺を公の力で進めてほしいと思う。

自然環境を適正に守っていくためには必要かと思ったのでお聞きした。

事務局 補足になるが、委員がおっしゃったように、河川の類型環境基準だが、21ページをご覧ください。

点線の枠内に、類型環境基準というところがある。川の用途によって、A、A、A、B、C、Dが決まっていて、例えば委員がおっしゃった磐井川下流の狐禅寺橋がCとなっているが、Cは悪いというものではなくて、Cというのは農業用水や工業用水に使えるレベルの基準であればいいということで、Cになっている。

Cであれば、5mg/L以下となっているので、それに適用されているということである。

類型の環境基準というのはAAでありA類型であれば、水道の原水として使え

るレベル、とても綺麗な川ということである。

また、Bであれば、水産養殖に使えるレベルでかなり綺麗な川というように、こういう例えで見ていただくと、もう少し見やすいのかなと思っている。

また、先ほどの下水道の関係になるが、合併前の設置によって、市設置型や個人設置型というような類型が変わってきているが、今では、特に中山間地域については個人設置型に主眼を置いて取り組んでいる。

補助事業もあるので、市からも啓発していきたいと思っている。

上下水道部にもご意見があったというのはお伝えしながら、両面で対応していきたいと思っている。

委員 33ページの5(1)使用済小型家電回収だが、興田市民センターのリサイクル施設研修で、清掃センターとニッコー・ファインメック株式会社に行ってきたが、この資料に写真で載っている回収ボックスに入らないものも出していいかと聞いたら、入らなくても回収ボックスの横に置いて、市民センターに声をかければいと言われた。

ごみとして出すようなものばかりなので盗難の心配はしなくても大丈夫だと思う。

清掃センターでは、リサイクルにするのはすごく少なくて、あとはもう埋め立てとかごみにするというので、ニッコー・ファインメック株式会社が引き受けてリサイクルして利活用している。

小型家電リサイクル法で対象が広がってきており、回収に出していいということだったので、もっと周知してリサイクル率の大きいニッコー・ファインメック株式会社と一緒に回収できたらいいなと思った。

事務局 回収の方法については、33ページの下に記載している。

ボックスと書いてあるところはボックス回収で集めたもの、イベントと書いてあるところはイベント回収で集めたものの集計となっている。

ピックアップというのが、清掃センターへ燃やせないごみで出されたもののうち小型家電等の金属類がピックアップされて、ニッコー・ファインメック株式会社に流れるので、出し方は多様であり、どちらについても再利用というか、有効に使えるように周知に努めていきたいと思う。

委員 今も説明いただいたが、ピックアップというのは多分市民の皆様にはわかりにくい言葉ではないかと思う。

清掃センターに出された不燃ごみは大変苦労されて、全部目で見てもその中から有用なものは手で拾って本当に回収されている。

不燃ごみに小型家電が出されても、目で見えてピックアップ、いわゆる手で拾ってニッコー・ファインメック株式会社に送っているが、なかなかこの仕組みの周知が不十分なところもあるかもしれないので、いいことをやっているのので、周知を今まで以上にやっていただければと思う。

委員 資料編の事業一覧は、どのように把握されているのか。

各団体に直接、今年もやりましたかという形で照会しているのか、あるいは各支所等で取りまとめているのか、あるいはそのほかの方法、例えば新聞に載っていたものを数えた等の方法なのか、そこら辺をお聞きしたい。

事務局 各支所や各市民センターへ直接聞いて、取りまとめしている。新聞等からは、情報を拾っていない。

## 11 報告内容

生物多様性地域戦略の策定について、事務局から資料に基づき説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 請願は久保川イーハトーブ自然再生協議会から提出されたと思うが、団体が求めているものは、もうちょっと違った方向ではないかと思う。

3ページの「今後の対応について」の表の中に具体的な施策が挙げられており、有機農業、特定外来生物防除、鳥獣被害の防止といったことが挙げられているが、これを実施することで生物多様性が担保されるというような、単純なものではないと思う。

むしろ、この施策は経済活動にまつわるような意味も含むので、そういった意味ではなくて、単純に里山のような人と自然が共存できるような、そしていつまでも持続できるような環境を保ってほしいという願いであり、そういったところとは少し方向が違うのではないかと思う。

それで、環境基本計画に盛り込むとのことだが、2ページに戻って、「基本施策(1)多様な生き物が生息できる自然環境の保全と創造として、具体的な施策の方向性を定めている。具体的には、『身近な生き物の生息環境の保全』『身近な生き物調査・保全活動の推進』『生態系の保全』を挙げており」と、この辺りが具体的な施策として盛り込んでほしい内容ではないかと思う。

環境基本計画の内容と重複するということで、生物多様性地域戦略の具体的な内容は少し弱くなるような感じがするが、具体的に行っていく内容としては、もう少し環境寄りというか、生き物寄りというか、そういう内容の施策を重視するような方向が必要ではないかと思う。

まとまりのない言い方で申し訳ないが、施策の①②③は、どこでも行うし、あ

らためて強調するものでもないと思う。どちらかというところ、経済活動に重きを置いた内容になっているので、本来求められているネイチャーポジティブ宣言や生物多様性地域戦略というものの、方向とは少し違うのではないかという印象を持った。

委員 私も含めて、まずこの内容をほとんど理解できないというところが正直なところだと思う。

生物多様性は人それぞれ勝手な解釈をされていて、本来、どうしてこれが国際連合で出てきたかというところまで、遡って理解できているかどうか結構難しい問題で、ひょっとしたら多くの人が動物愛護とか、そちらの方かと思っている人もいるかもしれないけど、動物愛護の概念はこれには全然入っていない。

在来生物が絶滅していくような環境は、人間にとっても良くないはずだからというところが基本にあって、かわいそうだからということは全然ない取組であるが、絶滅危惧種がいてそれを守らなければとか、結構具体的な取組になるはずである。

例えば、久保川イーハトーブ自然再生協議会の土地で、色々な絶滅しそうな昆虫類があるとか話は聞くが、それを守るためにどういう方策ができるのかと言えば、基本的には農薬あるいは化学肥料を使う農業をやめればいいのだろうが、そんなことは現実的なものなのかという問題があるので、実はこれはとても難しい重い問題だと思う。

この場で提案、話を出されて皆さんから意見を求めると言っても、ちょっと前提条件がなかなかわからないような問題で、非常に難しいのではないかと思う。

例えば、人が住んでいるところの話だと思う。一関市は原生林、人の手が全く入っていない自然がかなりたくさんあるが、そこの話ではなくて、人の住んでる区域でどうしようかという話なのではないかと思う。市民の皆さんの中で意見が分かれるところだと思う。

これをどう進めたらいいかというのは、じっくり検討しなければいけないと思うが、事務局ではどんな考えをお持ちか。

事務局 生物多様性というのは、おっしゃる通り、3ページに記載しているものを網羅すれば終わりというものではなくて、2ページにある(1)の環境基本計画における生物多様性というのが、前提条件になって来ると思うので、その面をまず皆さんにご理解いただいた上で、来年度から策定に入る環境基本計画に、この分野を入れ込んでいくべきかというところと、入れ込むべきとなれば、それではどのような内容で入れ込むかというところをご議論いただければと思っている。

まず、先ほど会長からもお話があったとおり、「生物多様性とは」というところから、皆さんの共通認識を図っていきたいと思うので、その辺りから学んで必要かどうかを今度は環境基本計画に落とし込めるかご議論いただければと思う。

基本的には、今の状況だと重複している面もあるので、入れ込みたいというのが事務局側の考えだが、それについては皆さんのご意見をいただきながら検討していきたいと思う。

委員 そうすると、具体的には今日のこの会議では、どの程度まで進めたいという考えか。

事務局 今日の審議会では、久保川イーハトーブ自然再生協議会から請願があったというのを、皆さんにお知らせしておきたかったので、今後、先ほど申し上げた生物多様性の共通認識を図りながら、考えていきたいと思う。

次回の審議会になるか、次々回になるかは未定だが、その際に皆さんとこの生物多様性についての共通認識を図っていきたいと思っている。

委員 今のお話はよく分かった。

生物多様性はどういうものかということの、共通理解が必要ということをお聞きしてそのとおりだと思う。

ただ、それは一般市民に対しても同じことが言えるわけで、特に里山の環境であるので、人の暮らしとの接点も非常に多く、そういうところの保全が今、地球規模で求められているが、特に里山周辺の生物多様性を維持するには、あるいは生物多様性の重要性というものをレクチャーする機会として、やはり市が先頭に立ってそういう機会を多く設けていっていただきたいと思う。

先ほどの37ページに、自然観察会があり、私もこれに参加しているが、こちらは健康の森で行っている。

健康の森ははっきり言って、手つかずの自然のあるところだから、希望としては人の暮らしにもっと近いところで、しかも回数多く開催してほしい。

小学生には水生生物調査が結構行われているが、一般の市民が参加するような観察会はまだまだ少ないように思う。

環境アドバイザーは、県の予算を使って謝礼などをいただいているが、もし可能であればもう少し市で力を入れて、その環境、生物多様性について理解を深めるような催しや取組を進めていただければと思う。